

議事日程第4号

平成31年3月4日(月)

第1 議案上程(議案第1号から第34号まで)

議案説明、質疑、常任委員会付託

第2 予算特別委員付託

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(17人)

1番 中田謙三	2番 笹川圭光	3番 畠山富勝
5番 鈴木元章	6番 佐々木克広	7番 船木正博
8番 佐藤巳次郎	9番 小松穂積	10番 佐藤誠
11番 中田敏彦	12番 進藤優子	13番 船橋金弘
14番 米谷勝	15番 三浦利通	16番 安田健次郎
17番 古仲清尚	18番 吉田清孝	

欠席議員(1人)

4番 伊藤宗就

議会事務局職員出席者

事務局長	畠山隆之
副事務局長	杉本一也
主席主査	三浦大作
主査	吉田平

地方自治法第121条による出席者

市長	菅原広二	副市長	笠井潤
教育長	栗森貢	監査委員	鈴木誠

総務企画部長	船 木 道 晴	市民福祉部長	柏 崎 潤 一
観光文化スポーツ部長	藤 原 誠	産業建設部長	佐 藤 透
教育次長	目 黒 雪 子	企業局長	木 元 義 博
企画政策課長	八 端 隆 公	総務課長	山 田 政 信
財政課長	田 村 力	税務課長	原 田 徹
福祉課長	小澤田 一 志	生活環境課長	伊 藤 文 興
観光課長	清 水 康 成	文化スポーツ課長	鎌 田 栄
農林水産課長	武 田 誠	病院事務局長	菅 原 長
会計管理者	菅 原 信 一	学校教育課長	加 藤 和 彦
監査事務局長	鈴 木 健	企業局管理課長	太 田 穰
上下水道課長	真 壁 孝 彦	選管事務局長	(総務課長併任)
農委事務局長	(農林水産課長併任)		

午前10時00分 開 議

○議長（吉田清孝君） 皆さん、おはようございます。

これより、本日の会議を開きます。

○議長（吉田清孝君） 本日の議事は、議事日程第4号をもって進めます。

日程第1 議案第1号から第34号までを一括上程

○議長（吉田清孝君） 日程第1、議案第1号から第34号までを一括して議題といたします。

これより議案の説明を求めます。

はじめに、船木総務企画部長の説明を求めます。船木総務企画部長

【総務企画部長 船木道晴君 登壇】

○総務企画部長（船木道晴君） おはようございます。

それでは、私から議案第12号から第15号まで及び議案第23号の5件についてご説明を申し上げます。

まず、議案第12号男鹿市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

議案書の12ページをお願いいたします。

本議案は、長時間労働の是正のための措置として、国家公務員に準じて超過勤務命令の上限を設定する等の措置を講ずるため、本条例の一部を改正するものであります。

次のページ、13ページになります。

改正の概要といたしましては、正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し、必要な事項について、規則へ委任する規定を加えるもので、詳細については、規則で規定するものであります。

規則で規定する内容といたしましては、超過勤務命令の上限時間を原則1カ月について45時間、年間360時間とするものでありますが、業務量、業務の実施時期、その他の業務の遂行に関する事項を自ら決定することが困難な業務の比重が高い部署に勤務する職員については、1カ月について100時間、年間720時間とするもの

であります。

また、大規模な災害への対応等の場合は、上限時間を超えて超過勤務を命じることができるものとするものであります。

上限時間を超えて超過勤務を命じた場合は、年1回、その要因の整理・分析を行い、検証するとともに、100時間の上限を超えた職員には、医師の面接指導を行うこととするものであります。

条例の施行期日は、平成31年4月1日であります。

14ページをお願いいたします。

次に、議案第13号男鹿市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本議案は、市の財政事情等を考慮し、本年4月1日から任期が満了する日までの期間、市長及び副市長の給料月額をさらに引き下げのため、本条例の一部を改正するものであります。

次のページをお願いします。

現在、市長及び副市長の給料月額につきましては、条例附則において、平成29年7月1日から平成33年3月31日までの期間、市長にあつては、条例本則の給料月額「8万7千500円」から8万8千000円を減じた「7万8千700円」に、副市長にあつては、条例本則の給料月額「7万1千400円」から7万2千000円を減じた「6万4千200円」と、それぞれ10パーセント相当額を減額しております。

また、期末手当につきましても、条例附則でそれぞれ10パーセント相当額を減額しております。

この附則を改正し、市長及び副市長の給料月額について、平成31年4月1日からそれぞれの任期満了の日までの期間、市長については、条例本則の給料月額から2万7千500円を減じた「60万円」に、副市長については、条例本則の給料月額から2万1千400円を減じた「50万円」と、それぞれ30パーセント相当額を減額するものであります。

また、期末手当及び退職手当の額の算出の基礎となる給料月額についても、減額後の給料月額とするものであります。

この措置によりまして、市長と副市長合わせて年間約 5 1 2 万円の減額となるものであります。

条例の施行期日は、平成 3 1 年 4 月 1 日であります。

なお、市長等の給料減額につきましては、去る 1 月 3 1 日開催の特別職報酬等審議会に諮問しており、同審議会からは、職責と比較して減額の額が大きいものの、市の厳しい財政事情を踏まえた市長の強い覚悟を尊重し、減額の額はやむを得ないと判断するとの答申を受けております。

1 6 ページをお願いいたします。

次に、議案第 1 4 号男鹿市空家等対策協議会条例の制定についてであります。

本議案は、空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき、男鹿市空家等対策協議会を設置するため、本条例を制定するものであります。

次のページをお願いいたします。

条例の概要であります。

第 1 条は、協議会の設置であります。

第 2 条は、協議会の所掌事項で、特定空家等の認定及び対策に関すること、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関すること、その他空家等の適正な管理及び活用に関し市長が必要と認めることとしております。

第 3 条は、協議会の組織で、協議会は市長のほか委員 1 0 人以内で組織し、会長は市長で、委員については、地域住民、学識経験者及び市長が必要と認める者のうちから委嘱または任命するものであります。

第 4 条は、委員の任期で、任期は 2 年とするものであります。

次のページをお願いします。

第 5 条は、会議について、第 6 条は、委員の守秘義務について、第 7 条は、協議会の庶務についてそれぞれ規定してございます。

条例の施行期日は、平成 3 1 年 4 月 1 日であります。

また、附則第 2 項で、委員の報酬については、日額 6, 0 0 0 円としております。

2 0 ページをお願いいたします。

次に、議案第 1 5 号男鹿市集会施設条例の一部を改正する条例についてであります。

本議案は、福米沢町内会が指定管理している福米沢地区センターの同町内会への無償譲渡に向け、同センターを廃止するため、本条例の一部を改正するものであります。

次のページをお願いします。

改正の内容は、市の集会施設から福米沢地区センターを削るものであります。

条例の施行期日は、平成31年4月1日であります。

なお、本議案をご可決いただければ、4月から同センターを普通財産に変更しまして、6月定例会で無償譲渡に関する議案を提案する予定としております。

41ページをお願いいたします。41ページになります。

次に、議案第23号道村地区コミュニティセンターの指定管理期間の変更についてであります。

本議案は、道村地区コミュニティセンターの指定管理期間を1年間延長するため、指定管理期間を変更するものであります。

同センターにつきましては、平成31年度の道村町内会への無償譲渡を前提に、指定管理期間を平成28年4月1日から平成31年3月31日までの3年間としてございましたが、施設は平成18年度に完成していたものの、当該年度の過疎対策事業債の充当予定事業が複数あり、一部の事業が繰り越し事業となっておりまして、過疎債の借入れが平成18年度ではなく平成19年度で、償還期間が平成20年度から平成31年度までであることが判明いたしましたものであります。市債の償還終了をもって同施設の無償譲渡を行う必要があることから、同センターの指定管理期間を平成32年3月31日まで1年間延長するものであります。

なお、道村町内会には、このたびの経緯をご説明し、ご理解をいただいております。

以上で説明を終わりますが、ご可決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（吉田清孝君） 次に、柏崎市民福祉部長の説明を求めます。柏崎市民福祉部長

【市民福祉部長 柏崎潤一君 登壇】

○市民福祉部長（柏崎潤一君） おはようございます。

私からは、市民福祉部に係る議案第16号から議案第18号までについて、補足説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の 22 ページをお願いいたします。

最初に、議案第 16 号男鹿市老人憩いの家条例を廃止する条例についてであります。

本条例は、男鹿市老人憩いの家条例を廃止するもので、地方自治法の規定により議会の議決を求めるものであります。

提案理由であります。現在、市内の老人憩いの家は船越、羽立、北浦にございますが、船越老人憩いの家は船越公民館内の和室 3 部屋を指定していたもので、利用実態としましては、公民館施設との区別はないものであります。また、羽立老人憩いの家は旧男鹿高校の西側にある戸建ての施設であります。施設の老朽化に加え、利用低迷と代替施設の見込みについて、地区の老人クラブ、町内会の同意が得られたものであります。さらに、北浦老人憩いの家は北浦出張所、公民館と渡り廊下でつながる施設であります。老朽化により、積雪時には屋根崩落の危険があることから利用を休止しております。地区老人クラブ振興会との合意のもと、廃止するものであります。

利用実態や老朽化による以上 3 カ所の施設廃止によりまして、市の老人憩いの家はなくなりますので、本条例を廃止いたします。

23 ページは、廃止条例の本文であります。

施行期日は、平成 31 年 4 月 1 日であります。

次に、24 ページをお願いいたします。

議案第 17 号男鹿市介護保険条例の一部を改正する条例についてであります。

提案理由であります。改正は、消費税を財源とする低所得者に対する介護保険料軽減措置について、軽減割合と対象者拡充のため、条例の一部を改正するものであります。

次の 25 ページは、改正条例の新旧対照表であります。

消費税を財源とする公費投入によりまして、低所得者の保険料の軽減強化を行う仕組みは、平成 27 年度から条例第 3 条第 1 項第 1 号に規定します、いわゆる第 1 段階の保険料について軽減を実施しております。その規定が、この対照表の改正前として記載の 3 万 8,647 円で、本来基準額の 50 パーセントの保険料額を 45 パーセントとしたものであります。今回は、さらに軽減され、37.5 パーセントとなり、改正後には 3 万 2,206 円となるものであります。本年度はさらに、同じく第 2 号、

第3号、つまり第2段階と第3段階にも軽減が拡充され、それぞれ62.5パーセント、5万3,677円、72.5パーセント、6万2,265円となり、改正後の第4項、第5項において、第3項の読み替えとして規定するものであります。

施行期日は、規則で定める日から、なお、この条例による改正後の保険料は平成31年度分から適用し、平成30年度以前分については従前のおりであります。

次に、27ページをお願いいたします。

議案第18号男鹿市廃棄物の処理及び再生利用に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

提案理由であります。廃棄物の処理及び清掃に関する法律、施行規則の一部改正に伴いまして、一般廃棄物処理施設に配置される技術管理者の資格要件に専門職大学に係る要件を追加するため、本条例の一部を改正するものであります。

次の28ページは、改正条例の新旧対照表であります。

各条文の技術管理者の資格に、学校教育法に基づく専門職大学に係る要件を追加いたします。文言といたしましては、「同法に基づく専門職大学の前期課程を含む」と追加いたします。また、条例第42条第1項中の「水道部門」を「上下水道部門へ」と文言整理するものであります。

施行期日は、平成31年4月1日であります。

以上で補足説明を終わりますが、ご可決賜りますよう、よろしくをお願いいたします。

○議長（吉田清孝君） 次に、佐藤産業建設部長の説明を求めます。佐藤産業建設部長

【産業建設部長 佐藤透君 登壇】

○産業建設部長（佐藤透君） おはようございます。

私からは、議案第20号についてご説明いたします。

恐れ入りますが、議案書の32ページをお願いいたします。

議案第20号男鹿市農業振興資金貸付基金条例の一部を改正する条例についてであります。

本議案は、男鹿市農業振興資金貸付基金を有効かつ効果的に運用するため、基金残高の範囲内において基金に属する現金を預託することができるよう、本条例の一部を改正するものであります。

市内の農業者を対象とした融資制度の貸付資金の原資として預託することで、本市農業者の支援につながる制度としたいものであります。

33ページは、新旧対照表であります。

第5条の次に基金の運用条項を追加し、以下の条文を繰り下げるものであります。

附則として、本条例は平成31年4月1日から施行するものであります。

説明は以上であります。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いいたします。

○議長（吉田清孝君） 次に、目黒教育次長の説明を求めます。目黒教育次長

【教育次長 目黒雪子君 登壇】

○教育次長（目黒雪子君） おはようございます。

私からは、議案第19号についてご説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の30ページ、次の31ページをお願いいたします。

議案第19号男鹿市奨学資金貸与に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本議案は、男鹿市奨学審議委員会委員について、現在、構成委員として市議会議員が含まれておりますが、議会基本条例の趣旨を踏まえて、委員の構成から市議会議員を除き、定数につきましても10人以内を7人以内にするため、本条例の一部を改正するものであります。

条例の施行期日は、平成31年4月1日であります。

なお、改正前の条例の規定に基づき委嘱された市議会議員の任期は、平成31年3月31日までとするものであります。

以上で説明を終わらせていただきますが、ご可決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（吉田清孝君） 次に、木元企業局長の説明を求めます。木元企業局長

【企業局長 木元義博君 登壇】

○企業局長（木元義博君） おはようございます。

私からは、議案第21号及び第22号についてご説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の34ページをお願いいたします。

まず、議案第21号男鹿市水道事業布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条

例の一部を改正する条例についてであります。

本議案につきましては、学校教育法の改正により、水道法施行令及び同法施行規則の一部改正に伴いまして、水道の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件に専門職大学に係るものを追加するため、本条例の一部を改正するものであります。

恐れ入ります。次のページをお願いいたします。

一部改正の主な内容についてであります。

新旧対照表でございます。

第3条は、布設工事監督者の資格要件についてであります。

第3号において、短期大学及び高等専門学校に関する規定に、専門職大学に係るものを追加するものであります。

次のページをお願いいたします。

次に、第8号は選択科目であります。「水道環境」を削り、上水道及び工業用水道に統合するものであります。

第4条は、水道技術管理者の資格についてであります。

第2号では、土木工学以外の工学等を学ぶ教育機関に、専門職大学に係るものを加えるものであります。

第4号では、土木工業と異なる学科目を学ぶ教育機関に、専門職大学に係るものを加えるものであります。

次のページをお願いいたします。

附則であります。

附則の第1項は施行期日で、平成31年4月1日とするものであります。

附則の第2項は、経過措置であります。第3条第8号において、選択科目である水道環境を削ったことに伴いまして、統合前の取り扱いについて経過措置を規定したものであります。

次のページをお願いいたします。

次に、議案第22号男鹿市ガス供給条例の一部を改正する条例についてであります。

本議案につきましては、国産天然ガスへの原料費調整制度の適用による経営の安定化とガスの需要拡大に資する、新たなガス料金の割引制度を導入するため、本条例の

一部を改正するものであります。

次のページをお願いいたします。

一部改正の主な内容であります。

新旧対照表でございます。

ガス料金支払額を算出する際用いる計数等を改めるものであります。

第29条は、単位料金の調整であります。

第1項第1号中、調整単位料金算定に係る計数を「0.038円」から「0.10円」に改め、第2項第1号では、基準平均原料価格を「3万5,940円」から「6万6,710円」に改めるものであります。

次のページをお願いいたします。

第29条第2号では、平均原料価格の上限を「5万7,500円」から「10万6,740円」に改め、算式中、平均原料価格算定に係る計数「0.1535」を「0.1688」に、「0.2557」を「0.1450」に改め、新たに国産天然ガス適用により、トン当たり国産天然ガス平均価格に0.7217を乗じたものを加えるものであります。

また、第29条の次に第29条の2として、ガス料金の割引に関する新たな規定を設けるものであります。

次に、附則であります。本条例の施行期日は、平成31年7月1日とするものであります。

ただし、原料費調整制度の適用に係る第29条第1項各号並びに第2項第1号及び第2号の改正につきましては、同年10月1日とするものであります。

以上でご説明を終わらせていただきますが、ご審議の上、ご可決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（吉田清孝君） これより議案に対する質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、順次発言を許します。

15番三浦利通君の発言を許します。15番三浦利通君

○15番（三浦利通君） 皆さんおはようございます。

議案質疑ということで、議案第13号について通告しておりますので、この件について若干やりとりをさせていただきたいと思っております。

先ほど総務部長の方からご説明をいただきましたけれども、今回、このように市長、副市長の給与を大幅に、具体的には30パーセント削減すると。正月の各地区の新春を語る会等の中でも、市長はいくつかの、この後の施策の中でも、財政の状況、自分の考え方について言明してございました。私が印象に残っているのは、市長の言い回しの中で、ぞうきんをさらに絞るといような趣旨のご発言がありましたけれども、ある意味では、具体的には、今回のこの報酬削減もその一つなのかなと思っております。まあトップとして、自ら今の財政状況を改善していくと、その考えのあらわれなのかなと。自ら範を示していくと、そういう姿勢の具体的なかなと、そういうふうなとらえ方をしております。

ただ、いろんなこう、この条例改正というのは、まあ課題というか問題をはらんでいる部分が多いのではないかな。まあはっきり言わせてもらえば、市長、副市長が率先して努力する、我慢をする、そのことだけで財政の改善っていうのは図られない状況もまた明確です。で、市民のこの後の受けとめ方も、まあ最終的に仮に議会の判断としてこれが通れば、いろんなこう評価を含めて反応が出てくるのかなと。先ほど言ったように、ぞうきんを市長がさらに絞り込む、その、これ以降の具体手法、施策というのは何なのか。もしかすれば、市民に相当の負担を求めることもあるのかなと思っております。

さらには、去年の12月もいろんな行政サービスの低下ととらえられるような、言われるような施策が議会の決定がなされた状況もありますけれども、さらにそういうことが、もしかすれば強まっていく可能性もあるのかなってなとらえ方をしておりますけれども、まあそんなこと等々を含めて、この報酬削減の考え方についてやりとりをさせていただきたいと思っておりますけれども、まず今回、この3割削減する、まあ先ほど総務部長のお話では、財政事情を考慮、まあそれが一番の理由かと思っておりますけど、もう少し踏み込んで、どういう理由づけ、背景でやろうとしているのか。さらにお聞かせいただきたいと思っております。

それから、こういう手法が果たして妥当なのかどうか。その正当性、仮に妥当だとしたら、その根拠についてもお伺いしたいと思います。

また、先ほどもちょっと触れましたけれども、今回3割削減して、副市長と合わせて年間512万円、さらには、先ほどあったように退職金の基準となる報酬について

も、この削減された報酬を算定として使う。ですから、将来的にもさらに市長、副市長の給与というのは削減される、そういう相当な金額がまた減らされる、そういう部分も含んでおります。まあそういう中で、この、その辺を考えた上で判断して、この削減策の効果について、まあ総務部長、どういうこうとらえ方をあなたはなさっているのかお聞かせください。

で、さらに、通常、市の人件費というのは、今議論されてる特別職。で、特別職の中には三役、監査委員も含めて、さらには我々議会議員の給与等も含まれております。そしてまた、一番比率的に金額的に大きいのは一般職の人件費もあるわけですがけれども、この後、先ほどのぞうきんの話ではありませんけれども、人件費を市長なり当局、まあ船木部長でも、その人件費の水準をどうなさろうとしているのか。まあもちろん今の水準っていうのは妥当だということは、それは十分承知ですけれども、しかしながら、この後の市の構造なり市の変化等々、財政の状況等を予想していった場合、果たして今の人件費の水準で市がやっていけるのかどうかっていうのは、そういう疑問等も最近聞かされるようになりましたけれども、そういったこと等を踏まえて、この後、じゃあどうするのか、その辺についてお聞かせください。

最後に、まあ男鹿市において、この種の財政状況等を考慮して判断して、こういう給与の削減等過去にあったのか。さらには、もし知っている範囲内で、全県下においてこういう事例があるのかどうか。あったとすれば、具体的にちょっとお聞かせください。

以上です。

○議長（吉田清孝君） 菅原市長

【市長 菅原広二君 登壇】

○市長（菅原広二君） 皆さんおはようございます。

三浦利通議員の質問にお答えします。

市長となり、もうすぐ2年間になりますけれども、必死に市長職に取り組んだ、取り組んできたつもりです。皆さんからもご指摘があったとおり、いろんなことがこう財政の面で特に改善できていないと、そういうこう歯がゆさっていうか、情けなさ。やっぱり過去の公共建築物の耐震化、下水道、そしてみなと病院とか、尾を引きずってるところが非常に大きく、私も、病院、そして下水道の改善に取り組む、そのこと

をやってきたつもりですけども、なかなか思うようにいかない。そしてまた、今後、ごみの減量化、それから公共施設の統廃合、まだ切り口はあるわけですけども、何とかそのことを新たな気持ちで取り組んでいきたいと、そういう思いであります。

ぬれたぞうきんっていう言い方は、私は市民に負担をかけてると、行政サービスに負担をかけてるっていう話もありますけども、私はそういうことではないと思ってるんです。むだを省いていくと、時代に合ったやり方をしていくと、自分たちの身の丈に合ったやり方をしていくと、そういうことでとらえています。まあそういうことで、うまくない点があれば改めることは十分しなきゃだめだと思ってます。

そして、今の、どうして30パーセントかと。背景はそういうことで、なかなか財政が改善できないと。皆さんがご存じのとおり、毎年2億ずつ財調を一般財源に繰り入れてる状況でいくと、もうあと1年、2年と、そういう状況のこともありますから、何とかしなきゃだめだと、そういう思いであります。

30パーセント削減については、私は50パーセントにできないかということスタッフに相談しました。それだけはやっぱりちょっと、市の職員の給料よりも下がることはうまくないんじゃないかなと、そういうことも配慮して30パーセントということにしました。そして、前にも私言いましたとおり、職員の給与には手をかけないと。私たち特別職だけね、まずできるところからまずやっていこうと。

今、いろんな施策について、私は市役所の職員に、小さくてもいいから改善できるところをやっていこうと。できればそれは大きいとこやった方がいいに決まってるけども、時間かかるから、いろんなものの考え方、市民のためになるかどうかと、判断基準は市民のためになるかと、人間として正しいかどうかと、その判断基準でやってくれという切り口でやっています。職員に手をかけるのは、一番安易なやり方で、それをやっちゃうと、またそれによって金が浮いて、じゃあどうすると、またそういう先が見えてるということです。だから、この、私たち特別職を30パーセント削減したことをきっかけに、なお一層、市役所の職員がね、いろんな改善にかかると。自然性っていうか、自ら進んでいろんな改革をやっていこうと、そういう気持ちを持って取り組んでもらいたいと、そういう思いです。で、私も当然本気になりますしね、背水の陣を敷いて退路を断って、なお一層頑張っていくと、そのことが大事なんだと思ってます。

当然、先ほど部長が説明したとおり、これは2年間という区切りをつけてます。次の市長には引かないわけですから、2年間という区切りをつけてます。そしてまた、当然1年なり2年なりやって、それが効果があれば、何とかまた昇給してもらいたいし、昇給の提案を出したいし、その思いは私は変わってないです。当然、職員も、特別職の給料を上げようと、そういう思いで頑張ってくれると思いますから、そのことが狙いです。何とか、いろんなことにね、なお一層きちっと目標を立てて、その目標に向かって進んでいくと。きちっと数値目標を立ててやっていくと。民間であれば、その目標をクリアできないと会社がやっていけない、給与がもらえないと、そういう状況があります。公務員は、どちらかという、「あっ、できませんでした」とそういう甘えがあるかもしれない。それではやっていけないんだということをもう一度徹底してね、何とか再建を果たしていきたいと、そういう思いで今回提案しました。ひとつよろしく願います。

以上です。

○議長（吉田清孝君） 船木総務企画部長

【総務企画部長 船木道晴君 登壇】

○総務企画部長（船木道晴君） 三浦議員にお答えいたします。

まず、効果につきましては、先ほど市長もご答弁申し上げておりますけれども、私どもが最も期待する効果は、やはり職員の意識改革と。トップが自ら身を削ることで、職員が一層危機感を感じて、いろんな分野で改革に取り組んでいくと、そういうような意識を持つということが最も期待しているところであります。

それから、人件費の水準でございますが、先ほど市長もご答弁申し上げておりますが、職員自体の給料を削減するということは現状では考えてございません。職員の給料につきましては、人事院勧告制度に基づいて、それに準じた形でこれまでも改定をしてきてございますが、給料自体を今より引き下げるといった考えは現状では持っておりません。ただ、第4次行政改革大綱の中でも、職員の定員管理ということで、定員管理計画では平成30年4月1日の職員数を、平成34年4月1日には20人減の310人という計画がございますので、定員管理計画を適切に行いながら、人件費総額の抑制には努めていきたいというふうに考えております。

それから、この種の市の事例等で、前例等でございますけれども、合併後、これは

男鹿市におきましては、平成18年10月1日から、例えば市長の給料月額、これ本則の額を改定してございます。90万2,000円を87万5,000円に額を改定してございます。その他減額措置といたしましては、平成21年からおおむね継続してやってきてございますが、市長、副市長、教育長の給料月額を、これまでは10パーセント相当額減額してきてございました。ただ、平成30年の4月1日から、教育長の給料月額については30パーセント程度の減額としております。

また、他市におきましては、現状の中では、秋田市が現在、市長が10パーセントの減額、副市長が5パーセントの減額をしてございますけれども、これにつきましては、年度末で切れるというようなことから、また引き続き減額をしていくというような予定であるというようなことを伺っております。また、北秋田市につきましては、市長が5パーセント、副市長も5パーセント、これは平成33年の3月31日まで減額を継続してございます。で、仙北市につきましては、現状では減額してございませんが、4月から市長にあっては20パーセント、副市長13パーセント、教育長8パーセント相当額を減額する予定であると伺っております。で、過去の例でいきますと、県内では、平成21年10月から湯沢市長が給料月額を50パーセント相当減額したという例がございます。

○議長（吉田清孝君） 再質疑ありませんか。15番

○15番（三浦利通君） ありがとうございます。報酬等は何ぞや。で、特に市長、副市長っていうのは常勤でございますから、やっぱり一定の生活給プラスの責任給という意味合いが強いのかなと思っております。で、具体的には、給与、報酬レベルっていうのは、その町、その市の市町村の人口比とか、あるいは財政の状況等、市民の経済レベル等を反映したものが、まあ普通の基準めいたものになっているのかな。ですから県内では、そういった要素では秋田市の市長が一番高いでしょうし、今言ったようなレベルがちょっと下がる市町村長というのは、そうでもないっていうようなことがあるのかなと思っております。まあ常勤ですから、他に給料等所得が得られない立場の市長、副市長ですから、やっぱり一定の生活給のレベルは確保しなければいけない。さらには、災害等があれば夜中でも走り回らなければいけない市長というのは、そういう責任を持った重い立場っていうようなことで、やっぱり一定の給与、報酬っていうのは、まあ出さなければいけないし、もらわなければいけないってことが

あるのかなと思ってます。

で、現状のこの案っていうのは、私から言わせれば、生活給だけで責任給っていうか、男鹿市では今度を出さないっていうそういう算定が正解な中身になってくるのかなと。仮に、何かの問題が出て責任を今度さらにとれれば、あとこうとらせられないっていうことも、これはちょっと余計な話ですけど、そういった部分では、やっぱり問題がある減額改正案でねえがなってな、そういう面では出てくるのかなと思っております。

まあそういう部分のとらえ方、船木部長、あなたは職員のトップとして、財政も法的な部分も預かる立場として、具体的に今回ここまで至る経緯の中で、どういう進言をなされたのか。いやいや、市長の言うことだから刃向かえねえがら、わかりましたとすぐ言ったのか、ちょっとお聞かせください。

それと、今の財政状況っていうのは我々も議員の立場として一定の責任あるわけですけども、市長が3期もやってきて今の状況ならば、これはある意味では納得せざるを得ないことですが、まず、たった2カ年しかやっておらない。で、前の市長がだめだとかいいとかっていうわけではなくて、過去のそういうふうないろんなこう市政運営の状況を積み重ねた結果、今日の財政状況。さらには、やっぱり今の市の構造が背景にあるのかなと思っております。どんどんどんどん人口減で、働く世代が少ない。税収が入ってこない。逆に支出面では、高齢化が進んで福祉等の予算支出がどうしてもやっぱりどんどん膨らんでしまってる。子どもらが少ない割には、やっぱり教育予算ってのは全然変わっておらない。まあ等々の背景構造による部分がやっぱり大きいのかなと思っておりますけれど、そういった面では、ここ2年近くの菅原市長っていうのは、まあ一般の市民からも我々もよく聞かされることは、結構あちこち走り回って、特にテレビ等のマスコミに対する露出度っていうか、どっかの芸能界のタレントよりもテレビにしょっちゅう出てきてると。しかも、あのトレードマークのはっぴも似合うしってなことで、そういった意味ですごく評価をしてる。そういう、もしかすれば頑張ってる市長ととらえてる市民が現状では多い中で、報酬は3割も下げるといようなことからすれば、市民の受けとめ方っていうのは、仮に議会がこれを決定せば、どういう受けとめ方をしてるのか、するのか。議会の判断って何だかおかしくねえかと。もうちょっと時間をかけて、市長のよ、今言ったような実績よ、き

ちっと判断してやればいいねが。はたまた、仕事はさせるども給与は削るっていう、これはおかしくねえがというような意見が相当出てくる可能性大でないか。で、市民からすれば、そういう男鹿市長を誕生させている市民も、よそさ行けば格好悪あんでねえがと、惨めなんでねえがと、というような私、勝手な懸念ですけれども、出てくるんでねえが。要するにはっきり言えば、このことは男鹿市のイメージダウンさつながるのでねえがなっている感じがしますけれども、市長、そういう受けとめ方が多少でもしてるのかどうか、ちょっとお聞かせください。

で、もう一つは、人件費の抑制、さらには市の行政サービスをいかにこう見直していくか、その方向づけ。まあ先日の一般質問の中でも、まあ船木部長なんかも、この後、来年度ですか、新たな市の施策の計画を練り上げていくという、そのことは話、答えておりますけれども、まあ本来ならばそういうものを一緒にして提案してくる。行政サービスをこのようにこう改革していくんだ。で、そのことによって財政の改善も図られる。そういうものがセットでなければおかしいのでねえがなっていて、そういう感じがしますが、その辺のとらえ方についてどうなのか。というのは、日ごろ市長がオール男鹿というような言い回しをしょっちゅうなさってる。オール男鹿っていうのは、市の特別職、我々も含めてだけでなく、市民と一緒にまちづくりをする。で、逆に言えば、かまど、財政が厳しい、苦しい中には一般市民からも我慢をしてもらおうと。で、先ほど一般職の給与部分については、現時点では考えておらないと。給料削減等については考えておらないということでありましたけども、私からすれば、オール男鹿の精神からすれば、それでは具合悪いのでねえがと。一般職もよ、もしかすればこういう財政状況の中で一定の我慢をしてもらおうっていうぐらいの考え方が出てこなければ、とてもじゃないが今のこの財政状況っていうのは、何ぼぞうきんを絞っても一定の効果しか出てこないんでねえがなっている最近気がしております。その辺でオール男鹿っていうのは、市長が日ごろ主張してる、そういう主張っていうのはこういう、今回のこういう自分自らの3割削減っていうのは、中には、どういこうとらえ方をしてるのか、ちょっとお聞かせください。

あと、まあ先ほど言ったように、船木部長、この後の計画づくりとかで、財政健全化のための方策、もっとやることがあるあんでねえがと。これも、今回のこういう削減案も評価するけれども、と同時にというか、それ以上にもっとやるべきことがあ

るんでないかっていうのは、議会からの問いかけなり、市民からの問いかけに対してどう、いやいや、今までももちろん頑張ってることはそれは我々も評価しますけれども、さらに何をどうしようとしているのか。まあ現段階での部長の考え方があれば、ちょっとお聞かせください。

○議長（吉田清孝君） 菅原市長

【市長 菅原広二君 登壇】

○市長（菅原広二君） 三浦議員の質問にお答えします。

非常にこうやさしいお言葉もいただいて、私も即、そういう甘い言葉には乗りやすいタイプなので、何とかそうならないようにって、今、ちょっと今、気持ちを強くしてるところです。

一つは、あれですよ、職員のことについては、さっきもちょっと言葉足りなかったんですけども、いきなりカットってやると、それだけで事が済ませてしまうっていうか、そうじゃなくて、いろんなことをやらないと、そういう状況になるんだよと。まず、その幹部が、特別職が一生懸命やって、そのことをまずやろうと。改善するっていうか、前向きに取り組む文化をつくっていく。いろんなことを目標立てて、計画を立てて、そのことをきちっとやっていく、その仕組みができないと、何をやっても私はうまくいかないと思ってます。だからまずやりたいと。

それから、もっとやるべきことがあるんじゃないかなと。恐らくそういうこともあると思います。私の今の考え方では、とにかく考えてるよりもまずやろうと。行動を起こせばいろんな問題が出てくるから、その中でまた処理していけばいいんじゃないかなということを思ってます。もっと職員には、市民と接して、いろんな人と接しながら、その自分の考えをもっと責任持ってやってくれと。判断基準は、困ったらパス回しを早くしろと。パスを早く回して、みんなで相談しながらやっていこうじゃないかと。一人じゃなくてみんなで相談してやっていくと、そういうチームプレーが大事だと。そのことが小さな輪が大きくオール男鹿になっていくんだと思ってます。

その30パーセント削減っていうの、やっぱりこう、いろんなことがね、やっぱりさっきのその、今回でも議論してるごみの減量化のことについても、かなり一生懸命やってるつもりなんですけども、なかなか真意が伝わってないことが多くあります。そういうことに関して、何とか今の市の財政の状況、いろんな行政課題に市民から

目を向けてもらうためにも、このことは大事なことなんじゃないかなと思ってます。

そしてまた、その賃金、報酬をカットすることによって、皆さんは私と2年間付き合ってきてるので、2年間カットして、市長がそのことによって悪いことしようとか、自分の個人的な利益になるためのことをしようとか、そういう動きはないっていうことをわかってくれると思いますから、私はこれはこれで、選挙の公約のとおり、67年間、私は男鹿市に世話なって生きてきたので、少しでも何とか恩返しをしたいと、そういう気持ちです。何とか、そういうことも思います。

それから、ボランティアで一生懸命やってる人と、よくこう馬鹿しゃべりしてます。そのとき、ボランティアの人に、よく頑張ってるすよなど。あなた、なしてこれだけ頑張るんだと。まず本当に体気つけて頑張ってくれって言うと、市長も気づければいいですねすか、市長もかなり頑張ってるっすよなって、私をおだててくれます。そのとき私が返すのは、私はちゃんと報酬をもらってると。あなたは無報酬でしょうと。そこがあなたと私の違いですよという話をしています。だから私の今のこの報酬は、これで身の丈に合ってると思いますし、自分の身の丈、そしてまた今の市の身の丈にも合ってますので、このことによって市民がいろんなことを考えながら、今の男鹿をどうしようかと、こう真剣味を持って考えてくれることが非常にこう、そういうこうきっかけになってもらえばなど、そういうことを思っています。

以上です。

○議長（吉田清孝君） 船木総務企画部長

【総務企画部長 船木道晴君 登壇】

○総務企画部長（船木道晴君） お答えいたします。

まず、給料の減額について、当初、市長は50パーセント程度というようなお話をされてございました。その中で私どもとしては、市長の職責等を考えた場合、やはり一般職の職員の年収ベースでいきますと、それを下回るというのはやはりいかなものかと。ただ、市長の思いも非常に強くて、そういう中で最終的に30パーセント相当額減ということで落ち着いております。

で、これはやはり報酬等審議会の中でも、やはりいろんなご意見をいただいまして、結果としてこの30パーセント相当額の減になった場合に、県内の市ではいずれも一番低い水準、最低の水準となりますので、それについては非常に残念だと

というようなご意見もいただいております。また、市長等につきましては、休日も関係なく休みなしで働いていると。本来は減額すべきではないと思うが、やはりトップ自らが身を切るということを示すと、意味だというようなことで、やむを得ないというようなご意見もいただいております。報酬等審議会の中では、まあ全員が妥当であるという判断でなくてやむを得ないというような判断を、市長の覚悟をご理解いただいて、やむを得ないという判断をいただいているものであります。

それから、各種計画等のこともありました。総合戦略が来年度で終わりますので、平成32年度からの総合戦略の策定に向けて来年度は動き出していくということになります。

また、財政の健全化ということでは、今年度に引き続き来年度も補助金や事業事業の見直しを行っていきたいと考えてございますし、さらには、現在、公共施設の統廃合に向けた個別施設計画を、に着手してございますので、そういった部分で、できるだけ早期に計画を策定しながら、適正な公共施設の配置を行って、維持補修費等の削減などを行いながら、歳入と歳出の均衡を図った財政運営となるように努めていかなければならないものだというふうに考えております。

○議長（吉田清孝君） さらに質疑ありませんか。15番

○15番（三浦利通君） 3回目ってということで、そろそろあれですけども、まあこの改正案の是非については、この後議会全体でそれぞれの委員会等もある中で、さらにこう議論が深まると思います。さまざまな議論を経て、最終的な是非の判断が出てこようかと思っておりますけれども、それはその場に委ねることになろうかと思っておりますけれども、何とかこの後、市長、特に先ほど触れたように、外交的なやっぱりこう行動が、市長がすごくなさっているわけです。余り男鹿の市長が貧乏背負って歩いているような、そういうのではなく、幸いちゃんとしたいい背広も着てあって、そういう面ではいいわけですので、まあそういうこともひとつ大事なことなのかなと思っております。

で、先ほどの市長の答えの中で、ちょっと気になる部分がありましたけれども、今回をきっかけに職員が改革をしていく、いろんなことに具体的な数値目標を立ててやってもらいたい、再建を果たしてもらいたいということがありました。で、そういう考え方からすれば、全然そうになってないことが、私、先日の一般質問等の中

で、船木部長、それから新年度の市政の基本方針の説明の中で、市長も触れておりましたけれども、ふるさと納税、要するに船木部長が言うように、税収の確保策の一つとしてふるさと納税を重要視してる、とらえてるってなことで、ただ、具体的には、この1月末で5,813万円、前年比14.9パーセント減で、その理由に総務省の返礼品に対する制限がなされてきたと。さらには、ギバサブームの効果が薄れたりしている状況の中で、この後、返礼品を拡大したり何だりするっていうな、その考え方を示しておりましたけれども、私、本当お粗末過ぎるなど。何やってきたんだべなど。ここ二、三年でスタートしてやられてるふるさと納税ではありませんね。で、よそがどんだんだんだん大きくなって、国全体では、これ平成20年ぐらいからスタートしてるすべ、この制度っていうのは。確か、前、菅官房長官が総務大臣のときに、あの人が命令してこういう制度をつくるべきだ、そこからスタートしてるはずで。で、最近の全国的な状況を見てみますと、平成26年の実績は388億円、それが平成29年には3,653億円まで9倍に伸びております。で、県内でも確か一番のトップが、最近の数字では大館市が8億台、そういう実績を上げてる。なぜ男鹿市が、低いレベルから上げるっていうことは比較的容易なはずで。億単位までいって1億、2億までいって14.9パーセント下がるというのは、さまざまな理由でこうだ、それはそれなりに説得力があると思う。何やってらんだべと指摘したい。努力不足、真剣味があるのか。こういう状況の中では、さっき市長が触れたように、相当やっぱり職員全体からいろんなことに頭を働かせながら、目配せをしながらやっけないと、財政部分では一定の効果が出ないんじゃないかと。で、別にふるさと納税担当者だけの問題ではないと思うんです。一生懸命、市長は就任以来、私も前、議長やってる中で、例えばふるさと会に行ったりせば、ふるさと納税の何とか協力、寄附をお願いしますと一生懸命された。市長が一生懸命さかんでるけども、担当も頑張ってるども、庁内全体として何も協力、もしかすれば、しないがゆえにこういう状況なってきたらねえかと。それは、あそこの担当部署がやってるべ、あの人方の仕事だっていうとらえ方が、もしかすれば強いんでねえがなっている。具体的にしゃべらせてもらいますけれども、オガレに確認したところ、ふるさと納税に関する勧誘とか申し込みとかそういう資料等は一切ございませんっていうことで、これオガレから要請されなければ出ないのか。普通であれば、市長しょっちゅう必ずしゃべって

る。オガールを中心に、男鹿市のお基幹産業、何とか伸ばしていきたい。で、そのことは、具体的な特産品も開発育成して、あそこの店を中心にして売るし、それから、ふるさと納税の返礼品としても扱うって、これ普通だすべ。へば、なしてあそこさそういうものがないのかと。こういう状況では、やっぱり最終的な財政改善っていうのは、果たしてうまくいくのかなってな、まあ私の余計な心配でしょうけれども、そういうものを、まずこの後検証していただければありがたいと思います。

もう一つは、先ほど触れました、市長、ぞうきんですけれども、ぞうきんをいつまでも絞っていても、私だめだと思う。そのぞうきんは、もう捨てた方がいいです。要するに何を言いたいかといえば、先ほども触れたように、もう既に男鹿市のこの市の構造っていうのは、もう明らかに相当変化してる。この後も相当変わっていく。そういう状況の中で、先ほど船木部長が触れたような、いろんな計画っていうか既存の施策延長の中で判断しても、相当誤った計画、答えが出てくる可能性大だと思う。そういう面では、もう残念ながらまだまだ人口減が進むかと思います。そういう中で、じゃあ何をこの後、市長を先頭にして政策をして男鹿市を元気づけるのかっていうことを具体的にやっぱり反映した計画・施策づくりにするとすれば、まず、イコールぞうきんも捨てて、新しいタオルを使っていたいただきたいと思いますので、まあこれは財政の状況に対する警鐘の意味でちょっと言ってることですので、まあちょっと参考にしていただければありがたいと思います。

まあいずれにしても、あと議長、答えはいりませんけれども、まずもろもろいろんな、冒頭申し上げましたように、いろんな問題を背景にしたこの報酬削減案っていうことで、我々ももうちょっと時間をかけながら、同僚とも議論をさせていただければ非常にありがたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。議長、何か市長お答えなさる、よろしくお願ひします。

○議長（吉田清孝君） 菅原市長

【市長 菅原広二君 登壇】

○市長（菅原広二君） とて面白いアドバイスをいただきました。謙虚に検討していきます。

議員が言っているように、今男鹿で一番簡単に財政を立て直せることは、ふるさと納税ですよ。そのことが数字にあらわせて、きちっと見えてくるんです。そのことに

については、本当に申しわけなく思っています。

先日、本当に先日ですよ、10日ぐらい前ですか、私、東京のそのサイトを運営する会社の幹部に会ってきました。本社ビル、豊洲にある本社ビル、超高層のだすな、本社ビルの一室で、いろいろ今この男鹿の思いを伝えてきました。今までと違うのは、サイトがこう、うちの方は一つしかなかったと。それを2つだけじゃなくて、もっとふやしていくと。そしてそれを束ねた、そのサイトを束ねるその会社に行ってきました。自分もサイトを持っていますけども。だからそこで、その男鹿は本当に恵まれてるんです。本当、先祖のおかげ、自然のおかげでね。これだけふるさと納税やれる土地のある地域っていうのはないんです。それをね、まあ市の、私たちも悪いわけですけども、何とか市民からもっとこういうのをやってくれないかと、そういうのもやっぱりうまくないんです。だから、サイトにいっぱい載せてやっていきます。特にね可能性が高いのは、米とかは非常にこう保管も楽だし、輸送も楽だし、やりやすいのかなと。やっぱり大館市が伸びてるのは米だそうです。はっきり言うと、大館の米って、そんなに悪いけど有名なわけでもないんだけど、大館の米がやっぱり一番売れてるのがそうだと、市長がそういう話をしてました。それで、サイトにいっぱい入ってくるように努力します。そしてそのためには、先ほど議員が言ったように、何とかして出す出店者も多くなないと、さばけないわけですよ。需要に応える供給者がいないとだめなので。そのこともずっと掘り下げていくと。そのことが男鹿全体の経済の発展にもつながっていくと。ただ、ふるさと納税のお金が入るだけじゃなくて、非常にその産業の振興が図られます。そのことも非常に大きいので、そのことは一生懸命やっていきます。

それで、そのぬれたぞうきんの話ですけども、その新しいぞうきんに切りかえてもいいわけですけども、監査からもいろいろ指摘されて、私がちょっとう説明下手なもんだからこういうことになるんでしょうけども、やっぱり今までやってきたからと、そういうことが結構多いんですな。だから、そういうことをなくしようと。どうしてこの事業をやっているんだと。今までやってきたから。そうじゃなくて、どうしてこの事業ってやらなきゃだめなんだろうと。どういう問題があるんだ。こういう改善をしていこうと。そういうことをやる意味を込めて、何とか、まだまだ市役所の中でもぞうきんを絞っていかなきゃだめだなと思っています。職員は、私はよくやってくれ

ていると思っております。だからこのことをね、きっかけに、なお一層頑張っていくと。みんながやっぱりその意識が高くて強ければ、何もなくてもやっていけますけども、私をはじめ弱いもんですから、自分をこう制するっていうか、律すると、そういう自分に歯止めをかけてね、やっていくことが大事だと思っております。だから私がそういうことの姿勢を見せれば、市役所の職員もついてきてくれるんじゃないかなと、そういう思いであります。ひとつよろしく願います。

○15番（三浦利通君） ありがとうございます。終わります。

○議長（吉田清孝君） 15番三浦利通君の質疑を終結いたします。

次に、14番米谷勝君の発言を許します。14番

○14番（米谷勝君） おはようございます。

私から、通告しております議案第14号男鹿市空家等対策協議会条例の制定についてお伺いしたいと思います。

自治体の取り組みを支援する空家等対策の推進に関する特別措置法が、2014年11月に成立しております。いろいろこう施行されてから、立ち入り調査とか指導、勧告、過料等に関する規定等がこう変えられながら、全面的にこう施行されている状況の中で、今回、男鹿市空家等対策協議会を設置する条例を制定することによって、協議会の中での対策計画とかそういうことが計画されることによってですね、施策等の費用の補助とか、それから地方交付税とか、そういうもののね財政上の支援、さらにはまた、税制に関しての特例などがあると思いますが、それらについてお伺いしたいと思います。

さらに、空家等の対策というものは、まあ今までもあれなんですけども、行政だけではとてもやりきれないものです。やはり地域住民や業界団体などの協力と連携することが私は鍵になると思っております。協議会でそのことについてどのように考えているのか、お伺いしたいと思います。

さらに、管理が不全な空家の発生を抑制するためには、近隣住民、まあ町内会などもそうですけども、空家等の所有者との良好な関係を築かなければならないと思っております。要するに相互連絡となるものですか。そのためには、やはり近隣住民、町内会などの見回り等についてはどのように考えているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（吉田清孝君） 船木総務企画部長

【総務企画部長 船木道晴君 登壇】

○総務企画部長（船木道晴君） お答えいたします。

このたびの条例制定に関連して、いくつかご質問ございました。

まず、財政上の措置の関係でございますが、国では空家対策総合支援事業というのがございまして、空家等対策計画に基づき実施する空家の活用や除却などを地域のまちづくりの柱で実施する市町村に対しまして、国が重点的・効果的な支援を行うという事業でございます。これにつきましては、空家対策特別措置法に基づく空家等対策計画を策定していること、かつ、空家対策特別措置法に基づく協議会を設置するなど、地域の民間事業者等との連携体制があることなどを要件としてございまして、補助対象事業としましては、まあ空家を地域活性化のための、例えばですが観光交流施設に活用するといった空家の活用、さらには、ポケットパークとして利用するための空家の解体など、空家の除却、さらには、周辺建物の外観整備など関連する事業について、国で補助をしております。で、この空家の活用につきましては、地方公共団体が実施する場合は2分の1、民間事業者等の場合は3分の1、それから除却についても、地方公共団体が事業主体の場合は5分の2、民間事業者等も5分の2といった優遇、国の優遇措置がございます。

また、税制に関連してでございますけれども、例えば、この今回条例を制定して協議会を設置しまして、いわゆる特定空家等に指定をした場合、これにつきましては、税制面、固定資産税等の宅地用地特例の対象から除外されるということになります。で、小規模住宅用地、これ200平米以下の部分ですが、現在6分の1に減額されてございますが、これが適用除外となるということがございます。で、さらには、その空家の相続人が、相続により生じた古い空き住宅または当該空き地住宅の除却後の敷地を、これは今のところですが平成31年12月31日までの間に譲渡した場合、譲渡所得から3,000万円を特別控除するといったような税制上の措置がございます。

それから、各種地域住民等との連携でございますが、これまでも危険な空家等につきましては、町内会長さんからの情報提供をいただきながら、こちらでも対応してきてございます。で、今、私どもが予定しておりますこの協議会につきましては、地域住民の方、あるいは専門的な知識を持った宅地建物取引士の関係の方、あるいは司法

書士会、これらの方々も想定してございまして、専門的な知識を持った方と地域の実情をよく把握している、例えば会長さんになろうかと思えますけれども、そういうような方々で構成したいというふうに考えております。

で、なかなか市の方で全地域を常に調査して回るのは事実上困難でございますので、今後も引き続き、町内会、各町内会のご協力を得ながら、この計画、空家、空家対策について対応していきたいというふうに考えてございますので、まず今後も引き続き、町内会の会長さんはじめ住民の方々とは協力連携をしていきたいというふうに考えております。

○議長（吉田清孝君） 再質疑ありませんか。14番

○14番（米谷勝君） どうも、本当に詳しいところまでありがとうございます。今の話をこう聞いておりますと、2014年に成立した特別措置法なんですけども、空家に対して非常にこう課題が多い中で、ちょっと遅すぎるんじゃないかなという考えもありますけども、今部長が答えたような、非常に補助関係とか、それから税制上、特に今までね空家を解体すると、住宅特例っていうのはなかったと思うんですよね。固定資産税が空き地になると上がると。それが今度、特例で上がらなくなるという話、これがやはり非常に重要だと思うので、ここら辺について、私、協議会のね何とか委員の中に、部長の説明では業界団体入れるということですので、これらの協議会に構成委員としてぜひ、いろんなことが配慮される方を委員として選任していただきたいものだなと。委員の選任というのは、会長が、市長が委嘱するわけですか。ぜひそこら辺のことをお答えください。

そして、地域住民、これは非常にまた大事なんですよね。やはり空家っていうのは、非常に何というすか、その状況とかいろんな、この空家はだれの所有だとか、どういうその利用の仕方してるとか、いろんなことがわかるのはやはり地域住民なんですよ。だから何とか、私は町内会の交付金の中とかですね、そういうのに入れて、何とか、ほかの人ってのは余りこう心配しないんですけども、やっぱり町内会の中っていうのは、町内会の人が一番よくわかるんですよね、状況が。だから、ぜひ町内会の交付金とかそういうのを利用して、何とかこう、いろいろ市長はオール男鹿とかって言ってるような中でも、これも私はまた一つだと思えますので、そこら辺についてお伺いしたいと思います。

○議長（吉田清孝君） 船木総務企画部長

【総務企画部長 船木道晴君 登壇】

○総務企画部長（船木道晴君） お答えします。

協議会の委員につきましては、まあ市長のほか10名ということで、この後条例をご可決いただければ、選任する、委員の選任について作業を進めていくわけですが、現時点で私どもが考えておりますのは、例えば地域住民、これは想定するに、今どこかの地区の会長さん等々を想定してございます。さらに、まあいわゆる市の方でも建築士の方がございますので、市の職員の建築士の資格を持っている方、さらには、警察とかあるいは消防、さらには司法書士、それから宅地建物取引士等々の専門的な知見を有する方々を選任していきたいというふうに考えております。

それから、空家等の対策で町内会交付金との関連でございますが、市の方では、いわゆる危険な空家の対策と、まだ使える、要するに空家バンク、空き地・空家バンクという2つの制度がございますので、これらについても当然、町内会のご協力が必要になってまいりますので、ただ、町内会の交付金の算定基準に直ちにを入れることを検討するのということになりますと、ちょっと今難しい面もございますが、町内会交付金のこのあり方を検討していく中で、これらのことも念頭には入れていきたいというふうに思っております。

○議長（吉田清孝君） さらに質問ありませんか。

○14番（米谷勝君） ありがとうございました。

○議長（吉田清孝君） 14番米谷勝君の質疑を終結いたします。

次に、10番佐藤誠君の発言を許します。10番

○10番（佐藤誠君） 私は2点を通告をさせていただきましたけれども、そのうちの議案第23号の道村コミュニティセンターの件に関しましては、きょうの議案の説明で船木総務企画部長からありましたその説明で理解できましたので、それは取り下げたいと思います。

それからもう一つは、議案第13号、きょう三浦議員も質問した件でございますが、その件は、かなり先ほどの議論で大分、市長の思いも理解したところでございます。かなりの件がわかったわけでございますけれども、確認の意味で一つ二つ質問させていただきたいのと、まあ簡単なところから。例えば、改正する条例の中で、条例

が決まるということは、それはやっぱり適用されていくわけですから、最初から、冒頭からこういうことを言うのは、大変私も、この条例というものはやっぱり議会で決めていかないといけないので、ちょっと確認です。

改正後に、いわゆる市長や副市長の任期、任期という件がうたわれてますけども、任期の期間中、この30パーセントというのが減額ということであります。そして、日にちもうたっています。市長は33年4月11日まで、副市長は35年3月31日までとうたっております。これがこの決め方でいいのかということがちょっと疑問がありまして、この点をまず最初触れたいと思います。

ていうのは、もしもですよ、もしも、何か万が一のことがありまして、市長とか副市長とかが何かの理由で辞任とか退任とかそういうのがあった場合に、市長や副市長、その何か選挙か何か、何かが行われてその後任を決めないといけないと思うんですけども、その場合に、この任期の期間中っていうことであらうたっていて、うたった場合に、例えば60万で市長になってくれと、副市長に50万になってくれと言って、優秀なその人材が来るのかどうか、その辺はどう考えておられるかなっていうことをひとつ伺いたいなと思います。任期というのは、残りの任期っていうのがそこちょっとわからなかったなということのを思いましたので、確認の意味で、条例を決めるということは大切なことなので、その件を伺いたいと思いました。

それから、まあこの件、市長のこの熱い思いを、30パーセントと伺ったときに、私は、やはり市長の思いはどこにあるんだろうかな、最初に思いました。そして、先ほど三浦議員のやりとりの中で、最終的に職員の意識が上がればいいなということが非常にこう語られたわけでございます。私ははじめ、30パーセントも減なるのか、もう10パーセントもやってるのになと思ったときに、海士町のことを思いました。島根県の海士町の町長が、50パーセント減やるということで出発して、海士町の町長がこちらに来られたときも話ししておられましたけども、あのとき、結局は町長がそういうふうを決意してやったときに、やはり周りの幹部たちも、それから議員たちも、やっぱり下げざるを得ないというよりも、市長頑張ってるんだから我々もやらないといけないだろうな、そしてついに職員も、職員も、私たちが下げると自発的にですよ、自発的にそういうふうなことをそういうふうになってきたってというのが海士町の例です。でも、私はその点に感動したのは、それを町長はあのときに確かおっ

しゃってたのは、町ですから一人一人の顔が結構はっきりわかるわけですけども、頭を下げながら、こういう事情だから、町の事情が、財政状況が厳しいからってということで町長は一軒一軒頭を下げていって説明して、そうやって理解を得てやっていたと。そして最終的には、その町民が、町民が、私たちもやらないといけない、立ち上がらないといけない。そして、福祉バスもいいよ、町長いいよ。この、俺たち何とかするからいいよと。で、町の町民たちが意識変わった。で、海士町の町長さんは言っていましたけど、実は自分が減額したのは、その町民の意識を、がこうなってくれることを最終的に願ってたんだということをおっしゃっていたのをすごく感じました。だから先ほど来ずっと、市長はオール男鹿でとおっしゃってますけども、市民がそこまでいくことを願ったんじゃないかなと。で、そこまでやりたいんじゃないかなということを実は思っています。そうなるべきであり、そうならないと大変なんだよということを本当は言いたかったんじゃないかなということをおっしゃっています。で、それぐらい大変なんだよということをおっしゃって、ことし、市長はいろんな新春を語る会で全部あのパンフレットを配って説明しておられました。そういう思いがあって、多分、私はそうじゃないかなということをおっしゃっていました。ですから、市長の思いは非常にわかります。ただ、最終的にその辺の市長の思いは、この市の職員だけではとどまらないんじゃないかなって思ってますけど、その辺の市長の思いがあったらお聞かせ願いたいなと思います。

○議長（吉田清孝君） 菅原市長

【市長 菅原広二君 登壇】

○市長（菅原広二君） 佐藤議員の質問にお答えします。

海士町の町長の話は、私もいたく感動して何度か聞きましたけども、議員が言うほど私はそこまでは頭が働かないので、そこまでは考えてないのか実情ですけども、ただ、私たちは今、男鹿のなまはげがユネスコの無形文化遺産に登録されたと。やっぱりこのことだけでもね、非常にその市民の意識が変わったと思ってます。自分たちが誇れるものを持ってると。だから、何かそういうことでもこう変わっていきけるのかなと。変わる切り口はいっぱいあるよなと思ってます。実際、私がやったからそうって、そこまではね私は考えてないですけども、いろんなこう今の男鹿市には変わる要素があるということをおっしゃいます。

それと、先ほどの続きですけども、まあ私はそんなにこう偉くなくて、普通の者ですけども、やっぱり過去に米沢藩の上杉鷹山が質素儉約、殖産興業でね、米沢藩、大変な米沢藩を再建したと。土光敏夫さんがやっぱり大変な状況の会社を、社員は1.5倍働いてくれと、幹部は2倍働けと、俺は3倍働くと、そういうことをして、朝、社員を出迎えたとかそういう話とか、あと最近では、京セラの稲盛和夫さんがJALの再建を引き受ける条件として、無給で引き受けると、無給だったらやると。80歳過ぎて、9時過ぎまでね幹部たちに檄を飛ばしたと、そういう話もありますから、そういうのは非常に参考になってます。

以上です。

○議長（吉田清孝君） 船木総務企画部長

【総務企画部長 船木道晴君 登壇】

○総務企画部長（船木道晴君） 条例改正におけます任期の考え方でございます。

まず、従前は、市長、副市長についても、まあ平成33年3月31日までということで減額をしてきております。これにつきましては、市長の任期満了日というものを考慮に入れながら決めてきたわけでございます。ただ、このたびの改正におきましては、退職手当の額の算出の基礎となる給料月額についても、減額後の額とするというようなことにしてございます。で、市長、副市長、まあ特別職につきましても、毎月、退職手当に係る負担金というものを支払っております。で、それにつきましては、いわゆる任期満了日の給料月額に基づいて退職手当が払われますので、負担金も任期満了日の給料月額を基礎にされます。で、例えば、これまで同様平成33年3月31日までとした場合に、任期満了日には本則の給料月額に戻っておりますので、退職手当の負担金につきましても、例えばこの条文上、減額後の額を退職手当の額の算出の基礎とすると書いていたとしても、例えば4月以降、負担金として、普通負担金として納める額については、本則の額に一定の率を掛けられたものを支払っていかねばなりませんので、その部分、例えば、これ4月1日から任期満了日まで減額して、それを退職手当額の算出の基礎とした場合において、市長にあっては、例えば本則の額に負担金率0.43を掛けて、さらにそれに在職期間、これ月数ですが掛けます。で、これを減額後と比較した場合に、市長で約295万円、負担金の額が減ります。で、副市長にあっては、例えばこれ4年間ですと、同様に250万ほど負担金の

額が減りますので、ちょっと言葉語弊があるかもしれませんが、要するに負担金をむだに、まあ払わなくてもいいようにするというようなことで、任期満了日までとしております。で、何らかの事情で、当然、市長、副市長において、まあこの任期が変わった場合、例えば辞職した等々によって任期が変割った場合、必要に応じてこの附則を改正していくということになるかと思えます。

○議長（吉田清孝君） 再質疑ありませんか。

○10番（佐藤誠君） いいです。ありがとうございました。

10番佐藤誠君の質疑を終結いたします。

以上で、通告による質疑は終了いたしました。

ほかに質疑ありませんか。16番安田健次郎君の発言を許します。

○16番（安田健次郎君） 通告しなかったんですけども、議案第20号の農業振興資金貸付条例の一部改正について、質問させていただきたいと思えます。

まあこの間もちょっと気づいたんですけども、この今、貸付してないお金を預貯金にするってというような条例のようなんですけども、二、三聞きたいのは、一つは、今まで私方が要求してきたこの振興資金、農家の最後のかなめっていうかね、すがりつきたい、利用したいお金のキーポイントだと思ってるんですけども、これの増額と、それから貸付要綱の緩和を、私は何年か前から質問してきたつもりです。しかし、依然として利用がふえない。一定の貸付の条件がありまして、現場に合わないのか、中身等周知できてないのか、その辺については担当でないからわからないわけですけども、もう少しやっぱり利用する方向に基準緩和をすべきじゃないかというのがまず一つ。その考えはないのかと。

それから、増額のことかね私は必要だと思うんですけども、やっこの間の市長の今年の、今年度予算、今回の議会、結構まあ新しい予算の関係でね、喧々諤々、この将来の今の財政の問題も含めてね、いい議論なさってるなというふうに感じてますけれども、メガ団地のね成功も、成功っていうか、うまくって今回予算が減額のね一つになってるということで、まあまあそれなりに進めていると思うんですけどもね。いずれこの農業振興資金、まず一つは増額の要請と緩和策ってということと、今、預貯金にするお金ってのはどの程度あるのか。で、今の利用状況もねどうなのか、この際明確にお知らせ願いたいと思うんです。

で、なぜこの質問、私、通告もしないでやったかっていうとね、私、一般質問でも申し上げましたように、今、男鹿市の財政が逼迫してると。で、税収をふやさなきゃならないちゅう観点でね、私、今回議論に参加させていただいてるわけだけでもね、市長がある程度ね意気込みを高く、まあ産業振興を中心としてね財政再建を図ろうと、男鹿の再生を蘇らせるというふうになってるわけだけでもね、今、少子化対策とかねどうしたらいいかって、全国どこも過疎地っていうかね、全国津々浦々で農漁村部っちゅうのは、同じこうした宿命っていうかね、少子化、過疎化、人口減少、みんな抱えてるんですけどもね、その中でどうやってとめていくかっていうかね、いう考え方があるわけだけでも、なかなかこう、人口減少に対してね非常に厳しいっていうふうに私は思うんです。でもやっぱり取り上げなきゃならざるを得ないし、その対策を講じなければ住みよい市民の生活っていうのは営めないわけですから、その対策の上でね、一つねきょう申し上げたいのは、県立大学の長濱健一郎です。この間、秋田市で講演会聞かせていただいたんですけども、人口減少は簡単にいかないんだと、地方では、過疎地では。だけれども、地道に、奥さん方も高齢者方も含めて、農村、漁村、林業の加工なり、まあ6次産業化っていうこともあるんですけども、それ以上に産直も含めてね、そういうこまめなっていうか、でっかい政策ではないんですけども、数でそういう農業振興なりの加工なり振興なりをやっていかざるを得ない。それがやがてはいい方向につながるんだと。なるほどなって聞いたのは、何年か前にあきたこまちの将来性っていうことで、これも長濱先生の持論なんだけれども、まあ、こしひかりとかいろんな品種とかね、今、大変なブランド米のね競争あるわけで、あきたこまちが生き残るには、ある程度、まあ大館の例も話しされていたけど、結構おいしいんですよ。過去にも話ししたんですけどもね、新潟の新発田市で、十何年、十何年、20年ぐらい前かな、こしひかりとあきたこまちの両方食べさせたら、結構、あきたこまちの方がおいしいっていう評価が、給食、生徒の中でデータとした出た例があるんですけどもね、で、そのあきたこまちがなかなかこう低迷したんですけども、しかし少しでも、ブランド化よりも少しでも安くやってた方が、将来、秋田県のあきたこまちは残れるよという指摘してるんですね、彼は。そういう点で大館の例抜きにしてもね、で、そういうやっぱりこう地道なっていうか、そう派手ではないんですけども、私、この講演聞いてね、ああなるほどなと。一夕一朝にはね、この男鹿の財政

難、活性化もね、ワーストワン解決も、ワーストワン解決もね、なかなかいかないと思うんだけど、そういう地味な取り組みがね今求められているんじゃないかなと。そういう点では、この振興資金もね額っていうのは、非常にお粗末だと私は思ってるんです。今、農業政策によるとね、ほとんど県単位の夢プラン、これを中心に、あとは融資事業とかね、そういう国策、県関係の農林関係に依拠した施策展開なんですよ。ところが、本当の男鹿のね税収をふやしていく、活性化を求めていくとしたらね、そういう地道でしょうけれども、やっぱりそういう素朴なこういう底辺の引き上げをね、やらざるを得ない。それがやがてはね、10年後、20年後に功を奏するんじゃないかと。今、誘致企業たって、なかなか来ない。職場の確保って簡単でないでしょう。簡単にいかないそうです、専門家に言わせても。ところが、じゃあそのままでもいいのかっていうことにはならないんで、こうした地道だけでもね、農業なり林業なり漁業のねバックアップをするような、そういう制度システムを充実していかないと、浮き上がれないっていう指摘してるんです。そういう点で、市長にね、緩和策と積み増し対策とか、それから今の資金の運用のね中身について、お答え願えればありがたいと思います。

○議長（吉田清孝君） 佐藤産業建設部長

【産業建設部長 佐藤透君 登壇】

○産業建設部長（佐藤透君） 安田議員の質問にお答えいたします。

農業振興資金関係のことでございます。現在の残高については、平成29年度決算時点で3,817万1,404円となっております。本年度265万円の貸付がございますので、本年度の決算では3,552万1,404円となるものとしております。

まあ利用状況のお話もありましたけれども、今年度新たに1件がございました。それ以前のお話をさせていただきますと、平成25年、このときに1件、195万円の貸付を行っております。

監査委員の方からも、かなりこの3,800万円という基金の中でお金の動きが余りないというお話もございまして、もっと有効的な活用ができないのかという指摘もございました。その中で、今回、JAの合併によっての情報でございましたけれども、秋田市で、こういう小・中規模農家対応ということでこの事業をやっているとい

うことがございました。そういうことから、本市においても余り利用者がいない中で
の基金でございましたので、この中から有効に活用できるようにということで検討し
たものであります。以前から、もっと積み立てをして緩和、要件を緩和してというよ
うなお話があったということではございますけれども、現状の中でも余り利用者が少
ないということでの考え方で、新たに預託するという考えに至ったものであります。

○議長（吉田清孝君） 16番

○16番（安田健次郎君） あの、部長ね、まあ本当に、今年度に1件、百何万だ。平
成25年に1件、こういう利用状況なんですよ。これでね、オガレに対してね農産
物の直売をうんとやらせる農家、組織できますか。でね、前にも言ったんだけども
ね、ちっちゃな農家、大農家はなかなか産直に向かないような話したんだけども
ね、やっぱりハウスでも小規模でもね取り組めるようなそういう農家育成をやらない
と、この間、家族農業の話もした。来年から国際家族農業年です。そういう対応をす
るようなしかけのバックアップがないと、農家な育たないと。たった3年も4年もか
かって2件より使えないようなね、こういう農業資金なんていうのはね、愚の骨頂で
しょう。もっと基準、規格前、要綱あるんだけども、もっと緩和してね、もっとハウ
スではもう夢プラン以外のね使えない資金をね、どんどんどん100パーセント
利用、ちゃんと返されてるわけでしょう。前に聞いたんだけども、これ一つも、滞り
も一つもない、ちゃんと返済されてるはずですよ。そのぐらい有効に活用されてるの
にね、今、利用者がこんな、この期間ほとんどふえないというのはね、何にもね私方
ここで議論する余地がなくなるような話なっちゃうんですよ。じゃないですか、市
長。私は常に市長の考え方と非常に私は似てると思ってるんですよ。蘇らせる。何と
かしたいっていう、そういう立場で私は議論してるつもりなんですよ。そういう点で
は、農業振興、まあ非常にこれからの男鹿市の再生のためにはね、大きな、農業って
いうかね、漁業も含めて。漁業振興資金だってね、ほとんどが利用されてない。そう
いうね地道な対応をしていかない限り、積み上げしない限りは、とてもじゃないけれ
ども人口減、高齢化、過疎化対策、どうやってやりますか。やっぱり幾らかでも将来
的な方向に行くような形でのね、この振興資金の問題からとらえてもね、私はもっと
充実すべきだと。これちょっと部長あれですか、少し反省する余地ないですか。たっ
たこの間で2件ってばね、ちょっと何のための振興資金かと。だって農家は結構ね、

ことしの場合、特に切望してるんですよ。無利子の金が借りられないとかね、ちょっと中にはやっぱりね、何かもっとこう収入源になるような形でのね取り組みをしたいっていう方もいると思うんです。ただ、知れ渡ってないっていうことがあるね、結構私が聞くと。えっ、そんなのあるの。我々は部外者だし利用できないでしょうと。そういうね問題もあると思う。ごみの再生じゃないんだけどね、もっとやっぱりそういう農業振興資金のね利用価値ももっと広めるとかさ、もう少しやっぱり対応を強化すべきじゃないでしょうか。部長、もう一回お願いします。

○議長（吉田清孝君） 佐藤産業建設部長

【産業建設部長 佐藤透君 登壇】

○産業建設部長（佐藤透君） お答えいたします。

もっと小規模農家という意味合いも含めて、現在3,800万、あっ、ことし使いましたので3,500万、この金額の中の一部をJAの方へ預託して、JAの方から借りていただくということで小規模農家は使いやすくなると。今までのJAにあるメニューの中に、新たに男鹿市の農家専用のその預託金で使える項目がふえるという具合に考えております。ですから、今、安田議員のお話ありましたように、確かにこの基金そのものの要綱をすべて直して、小規模農家からすべて使えるような要綱にということも一つの方法かもしれませんが、この基金そのものの当初の目的としては多角経営を目指すということで、水稻農家、この部分については対象外にしているはずですので、今度、この預託金をスタートすることによって、それがそういう部門もすべて対応できると。当然、少ない金額ですので、個人でかなりの額を借りてしまうとかなりの人数が限定されますので、その辺のところはJAの方と協議しながら進めてまいりますけれども、この預託金の制度によって逆に小・中の農家の方々は利用しやすくなると、そういう制度にしたいということで預託を考えたものであります。それによって小規模農家が活性化していただければ、先ほどお話しありましたように、オガレへの出品等含めてもっと頑張っていただけではないかという思いであります。

○議長（吉田清孝君） さらに質疑ありませんか。16番

○16番（安田健次郎君） 増額に対してはお答えできないんですけども、いわゆる3,000万前後のね、これだけ、農家に委託しても、それは今聞いて初めてわかっ

た。預託の問題ね。中身書いてなかったからね。まあ予算、ほかの庁内委員会が出ると思うんだけど。要は増額の問題とね、やっぱり浸透ですよ。農協に委託しました。私方一生懸命やってるってことじゃないですよ。ごみの問題と同じ。一生懸命広報して、今度、農協に委託してるから使ってくださいと。これだれが認知するんですか。農家の広報を待ってるんですか。そういうきめの細かいね施策展開しないと、利用価値が何ぼ農協へ委託しても薄れるということじゃないでしょうか。増額とその点について、もう一回お答え願います。

○議長（吉田清孝君） 佐藤産業建設部長

【産業建設部長 佐藤透君 登壇】

○産業建設部長（佐藤透君） お答えいたします。

新たな取り組みですので、周知を含めて利用の促進に図ってまいりたいというぐあいに考えておりますので、よろしく申し上げます。

○16番（安田健次郎君） 終わります。

○議長（吉田清孝君） 16番安田健次郎君の質疑を終結いたします。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（吉田清孝君） 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

次に、議案第12号から第23号までについては、ご配付いたしております議案付託一覧表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

日程第2 予算特別委員会の付託

○議長（吉田清孝君） 日程第2、予算特別委員会への付託を議題といたします。

お諮りいたします。議案第1号から第11号まで及び第24号から第34号までについては、予算特別委員会へ付託することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（吉田清孝君） ご異議なしと認めます。よって、議案第1号から第11号まで及び第24号から第34号までについては、予算特別委員会へ付託することに決しました。

○議長（吉田清孝君） 以上で、本日の議事は終了いたしました。

休会の件

○議長（吉田清孝君） お諮りいたします。明日5日から15日までは議事の都合により休会いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（吉田清孝君） ご異議なしと認めます。よって、明日5日から15日までは議事の都合により休会とし、3月18日、午後2時より本会議を再開し、各委員長の報告を求めることにいたします。

本日は、これにて散会いたします。

午前11時59分 散 会

議案付託一覧表

総務委員会

- 議案第12号 男鹿市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第13号 男鹿市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第14号 男鹿市空家等対策協議会条例の制定について
- 議案第15号 男鹿市集会施設条例の一部を改正する条例について
- 議案第23号 道村地区コミュニティセンターの指定管理期間の変更について

教育厚生委員会

- 議案第16号 男鹿市老人憩いの家条例を廃止する条例について
- 議案第17号 男鹿市介護保険条例の一部を改正する条例について
- 議案第18号 男鹿市廃棄物の処理及び再生利用に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第19号 男鹿市奨学資金貸与に関する条例の一部を改正する条例について

産業建設委員会

- 議案第20号 男鹿市農業振興資金貸付基金条例の一部を改正する条例について
- 議案第21号 男鹿市水道事業布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第22号 男鹿市ガス供給条例の一部を改正する条例について

予算特別委員会

- 議案第1号 平成30年度男鹿市一般会計補正予算（第6号）の専決処分について
- 議案第2号 平成30年度男鹿市一般会計補正予算（第7号）について

- 議案第 3 号 平成 3 0 年度男鹿市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）について
- 議案第 4 号 平成 3 0 年度男鹿市診療所特別会計補正予算（第 2 号）について
- 議案第 5 号 平成 3 0 年度男鹿市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）について
- 議案第 6 号 平成 3 0 年度男鹿市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）について
- 議案第 7 号 平成 3 0 年度男鹿市上水道事業会計補正予算（第 2 号）について
- 議案第 8 号 平成 3 0 年度男鹿市ガス事業会計補正予算（第 2 号）について
- 議案第 9 号 平成 3 0 年度男鹿市下水道事業会計補正予算（第 2 号）について
- 議案第 1 0 号 平成 3 0 年度男鹿市農業集落排水事業会計補正予算（第 2 号）について
- 議案第 1 1 号 平成 3 0 年度男鹿市漁業集落排水事業会計補正予算（第 2 号）について
- 議案第 2 4 号 平成 3 1 年度男鹿市一般会計予算について
- 議案第 2 5 号 平成 3 1 年度男鹿市国民健康保険特別会計予算について
- 議案第 2 6 号 平成 3 1 年度男鹿市診療所特別会計予算について
- 議案第 2 7 号 平成 3 1 年度男鹿市介護保険特別会計予算について
- 議案第 2 8 号 平成 3 1 年度男鹿市後期高齢者医療特別会計予算について
- 議案第 2 9 号 平成 3 1 年度男鹿みなと市民病院事業会計予算について
- 議案第 3 0 号 平成 3 1 年度男鹿市上水道事業会計予算について
- 議案第 3 1 号 平成 3 1 年度男鹿市ガス事業会計予算について
- 議案第 3 2 号 平成 3 1 年度男鹿市下水道事業会計予算について
- 議案第 3 3 号 平成 3 1 年度男鹿市農業集落排水事業会計予算について
- 議案第 3 4 号 平成 3 1 年度男鹿市漁業集落排水事業会計予算について